

10月1日に国勢調査が実施されます

問政策財政課 ☎ 6711

とても大切なことなので、早めにお知らせします

国勢調査は、日本国内に住むすべての人と世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査です。

調査員が9月上旬以降に皆さんのお宅を訪問しますので、調査へのご協力をお願いします。

▶ 調査員がお宅にお伺いします。単身のかた、学生のかた、未成年のかた、外国籍のかたなど、日本に普段住んでいるすべてのかたが対象です。



◀ 記入した「調査票」は、調査員に渡していただくか、郵送していただくこともできます。



国勢調査員を募集します



10月1日に実施する国勢調査の調査員を募集します。

対象 次のすべてに該当するかた

- 市内に住所を有し、責任を持って調査票の配布・回収などができる20歳以上のかた
- 9月上旬から10月下旬にかけて調査できるかた
- 税務、警察、選挙に直接関係のないかた
- 調査に関する説明会に出席できるかた

身分

総務大臣から任命される非常勤の国家公務員

報酬

規定に基づき3万円程度の報酬を支払います。

申込期限

4月30日(木)

※登録要件などがありますので、詳しくはお問い合わせください。

■固定資産の縦覧・閲覧

問税務課 ☎ 6768 ・ ☎ 6769

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧により、固定資産税の評価額などを比較または確認できます。

	縦 覧	閲 覧
区 分	固定資産税の納税者（固定資産税が課税されているかた）は、自分の固定資産（土地、家屋）評価額について、評価が適正であるか、市内の他の固定資産評価額と比較することができます。	固定資産税の課税内容を固定資産課税台帳により確認することができます。
期 間	4月1日(水)～6月1日(月) (土・日曜日、祝日を除く)	通年 *平成27年度分は4月1日から (土・日曜日、祝日および年末年始を除く)
縦覧および閲覧できるかた、その際に必要なもの ※いずれの場合も本人確認ができるもの（運転免許証など）が必要です。	▶ 固定資産税の納税者本人、同一世帯家族、納税管理人 以下のかたは所定のものが必要です ▶ 法人の代表者または委任状を受けた代理人代表者印を押印した申請書または委任状	▶ 所有者本人、納税管理人 以下のかたは所定のものが必要です ▶ 法人の代表者または委任状を受けた代理人代表者印を押印した申請書または委任状 ▶ 借地人、借家人など 賃貸借契約書など ▶ 固定資産の処分をする権利を有するかた 権利を証明する書類など
備 考	土地のみ課税されているかたは土地のみ、家屋のみ課税されているかたは家屋のみ縦覧が可能です。	手数料 300 円 ※縦覧期間中（4月1日(水)～6月1日(月)）は無料
受付時間および場所	▶ 受付時間 午前8時30分～午後4時30分	▶ 場所 本館1階税務課